

令和5年4月13日
(子ども家庭局)

令和5年度「子育て世帯生活支援特別給付金」について

食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、令和5年3月28日、「児童扶養手当受給者等の低所得のひとり親世帯やその他の住民税非課税の子育て世帯等に対し、児童一人当たり5万円の特別給付金を支給する」ことが閣議決定された。

については、本市においても、速やかに給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行うもの。

1 支給対象者

- ① 児童扶養手当受給者等 (低所得のひとり親世帯)
- ② その他の住民税非課税の子育て世帯 (低所得のふたり親世帯)

2 支給額

児童1人つき一律5万円

3 支給方法及び支給日

準備が整い次第、可能な限り速やかに、申請不要のプッシュ型で支給

※家計急変者等、申請が必要な方についても、準備が整い次第、申請受付を開始。

4 対象者・世帯数

- ① 低所得のひとり親世帯: 11,100 世帯 (児童数 17,500 人)
- ② 低所得のふたり親世帯: 6,900 世帯 (児童数 12,400 人)

※対象児童: 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童。

5 事業費

○給付費: 1,495,000 千円

○事務費: 45,000 千円

合計 1,540,000 千円

令和5年度「子育て世帯生活支援特別給付金」

支給スキーム・スケジュール(案)

